

埼玉県社会福祉総合センター指定管理者候補者の選定結果について

埼玉県福祉部社会福祉課

平成22年8月30日から募集を開始した埼玉県社会福祉総合センターの指定管理者については、埼玉県議会12月定例会の議決を経て指定しました。

つきましては、指定管理者候補者の選定に当たっての経緯等について公表いたします。

1 社会福祉総合センター指定管理者について

指定管理者：社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会

会長 上田清司

埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷4丁目2番65号

2 指定の期間について

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで（5年間）

3 応募の状況について

（1）現地説明会への参加団体数

平成22年8月12日実施 2団体

（2）応募申請団体数

・平成22年9月10日締め切り 1団体

・申請団体の内訳

社会福祉法人 1団体

4 指定管理者候補者の選定について

（1）選定基準

1 審査基準

- ① 県民の平等な社会福祉総合センターの利用を確保することができること
- ② 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に社会福祉総合センターの運営を行うことができること
- ③ 社会福祉総合センターの設置の目的を効果的に達成し、効率的な運営を行うことができること
- ④ 指定管理業務を安定して行う経営基盤を有していること
- ⑤ 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができること

2 審査項目

- ① 指定管理業務を行うに当たっての基本方針
- ② 管理執行体制
- ③ 社会福祉総合センターの現状評価と将来展望
- ④ サービスの質を向上させるための方策

○（参考）選定委員の主な意見

団体名	意見
社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県社会福祉総合センターでは、埼玉県社会福祉協議会の職員が積極的に声をかけてくれるし、窓口対応も明るくてよい。 ・ホームページで地域の福祉活動の情報を紹介するなど社会福祉協議会ならではの提案がされている。 ・県民が容易に福祉用具を入手できるよう支援策を講じること。

5 社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会の提案の概要

① 基本方針

- ・公の施設としての設置目的を理解し、経験と実績を踏まえた適切かつ効率的な運営

② サービス向上策

- ・接客マナーの向上、利用者の声を反映した顧客重視の強化
- ・新たな利用者の開拓等による会議施設等の稼働率向上
- ・修了者アンケートや効果測定方法の改善により、福祉研修の内容を充実
- ・地域における福祉活動の事例など「生きた福祉情報」の発信
- ・県内各地での展示相談、ホームページでの情報提供等による福祉用具の利用支援

③ 維持管理計画

- ・経費節減を行いつつ、利用者の安心安全な利用を確保
- ・経年劣化に伴う修繕を計画的に実施

④ 業務体制、人員配置

- ・管理監督者＋担当職員 1 1 名

⑤ 収支予算案（23年度及び5年間の収支計画）

- ・23年度経費については全体経費約9%削減（対22年度予算）
- ・5年間の経費については全体経費約7%削減（対18～22年度予算）

⑥ 個人情報取扱い

- ・埼玉県社会福祉協議会個人情報保護規程等に沿った適正な取扱い
- ・紛失、毀損、漏洩等の防止
- ・職員研修の徹底

⑦ 危機管理体制

- ・危機管理ガイドライン、消防計画、防火マニュアル等の整備
- ・緊急事態に備えた消防訓練